

令和元年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和2年6月

「令和元年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法^(注)第19条に基づき、毎年、国会に報告

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)。以下「法」という。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 令和元年度の政策評価実施件数は、2,247件(平成30年度実績:2,670件)

○ 事前評価:1,147件

- ・ 公共事業:765件、規制:145件、研究開発103件 等

○ 事後評価:1,100件

- ・ 目標管理型の政策評価:254件
- ・ 未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助等)を対象に評価:447件
- ・ 完了後・終了時の事業等(研究開発、公共事業等)を対象に評価:322件 等

(注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策(法第7条第2項第2号イ)及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策(法第7条第2項第2号ロ)等である。

「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、予算要求、事業の採択等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進:224件、施策の改善・見直しを実施:29件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映:236件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更:6件、測定指標を変更:68件、達成手段を変更:9件 等

○ 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進:418件、事業の改善・見直しを実施:25件 等

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

○ 統一性・総合性確保評価(複数行政機関にまたがる政策について直接評価)

- ・ 「地籍整備の推進」(勧告)
- ・ 「高度外国人材の受入れ」及び「女性活躍の推進」(意見通知)
- ・ 「死因究明等の推進」及び「外来種対策の推進」(評価を実施中)

○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った令和 2 年度税制改正要望に係る政策評価 38 件（事前評価 38 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関及び税制当局に通知・公表した。

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が平成 30 年度に行った規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした 120 件（事前評価 97 件、事後評価 23 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【公共事業に係る政策評価の点検】

各行政機関が平成 30 年度に行った公共事業に係る政策評価のうち、12 件（事前評価 6 件、事後評価 6 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

4 令和元年度における政策評価の取組（トピック）

○ 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について

政府全体で推進されている EBPM について、政策評価制度を所管する総務省では、EBPM の考え方の浸透・定着を図り、もって政策立案の質を向上させていくため、以下の取組を実施

【令和元年度「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」】

- ・ 「競争政策における広報」（公正取引委員会）、「地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法」（環境省）及び「財政教育プログラム」（財務省）の三つのテーマを題材として実施
- ・ 研究対象となった各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPM の実践を後押し

【行政評価局アドバイザーによる助言】

- ・ EBPM に関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じており、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱
- ・ 実証的共同研究への参画や、各府省の求めに応じた個別の相談に対する助言を通じて、EBPM の実践を後押し

【各行政機関が実施した政策評価についての EBPM の考え方を踏まえた点検活動】

令和元年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検において、政策目的実現のための達成目標の設定の在り方や目標の実現状況（効果）の把握・予測の定量化、達成目標の実現に対する租税特別措置等の寄与度についての分析・説明状況に焦点を当てた点検を実施

【政策評価担当者等に対する研修】

平成 13 年度から実施している政策評価に関する統一研修において、令和元年度は、EBPM に関する理論並びに各府省及び地方公共団体における実践といったテーマを取り入れ、演習やパネルディスカッションの手法も活用しながら、全国 11 か所（東京、札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市）で実施

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、令和元年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 18 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和元年度における政策評価の取組（トピック）」において、令和元年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和元年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成 9 年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
3 政策評価の方式等-----	6
II 令和元年度における政策評価の取組（トピック）	
1 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について-----	7
III 政策評価等に関する計画、令和元年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	11
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	41
IV 政策評価制度に関する主な経緯 -----	57

- * 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和元年度に評価書が公表されたものである。
- * 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r01houkoku-3.html）に掲載している。
- * 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

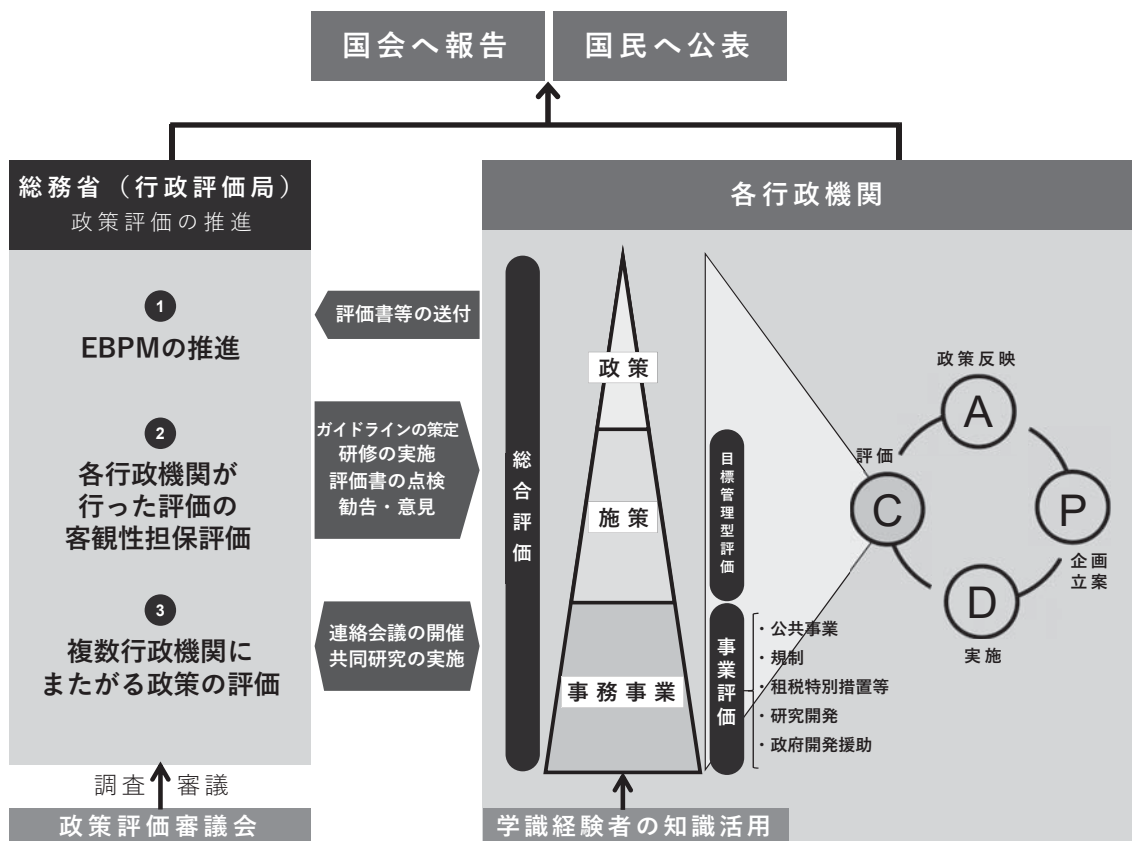
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記Ⅳ（57ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応

じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）-ア（11ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-ア（11ページ以下）参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、上記アで策定した基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないとされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-イ（11ページ以下）参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（18ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に

行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (41 ページ以下) 参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -ア (42 ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -イ (54 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

政策評価に関する基本的事項、各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項等について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価審議会が設置されている。

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における上記再評価の実施時期が到来したものが少なかったこと等から、約 2,100～2,900 件程度で推移しており、令和元年度は 2,247 件となっている。

【後記Ⅳ（57 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(ア) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降令和元年度までに、31 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【後記Ⅳ（57 ページ以下）参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

【後記Ⅳ（57 ページ以下）参照】

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

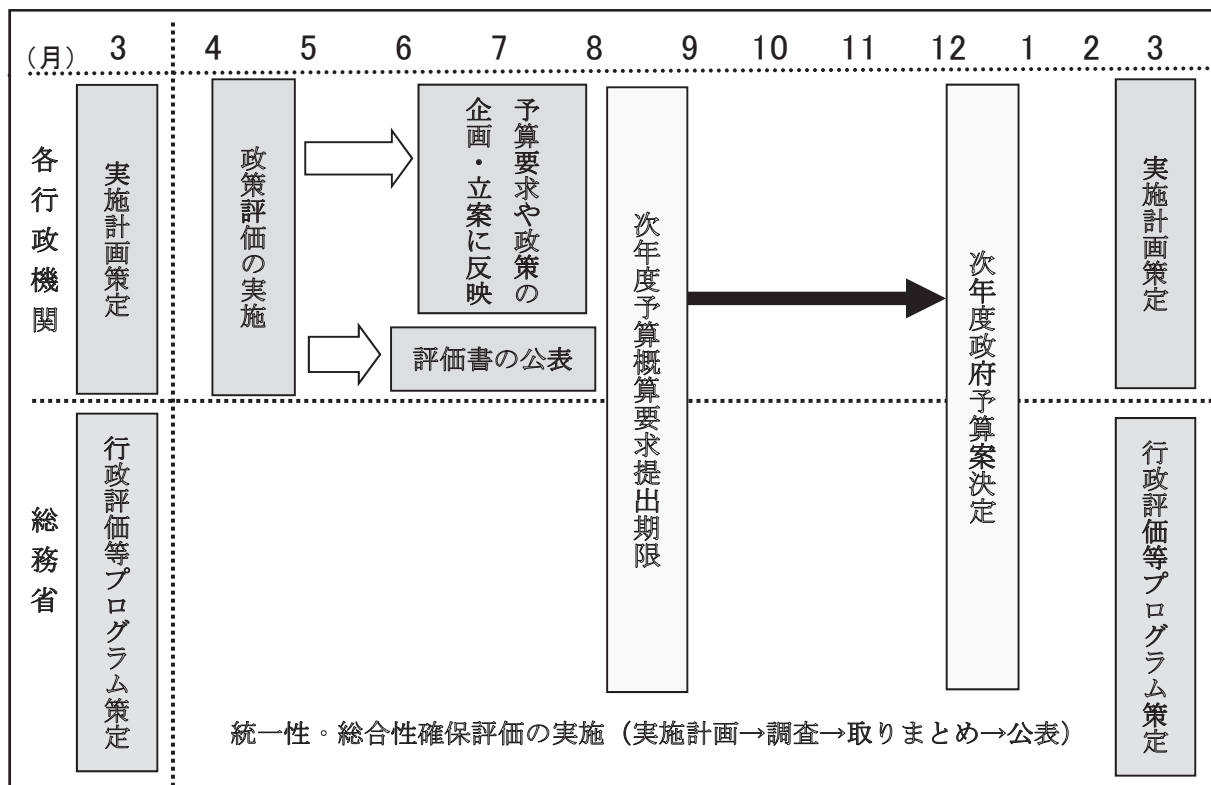
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (41 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・狙い	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事業等の採否、選 択等に資する見 地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的・継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達成 度を評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1- (2) -イ (16 ページ以下) 参照】

Ⅱ 令和元年度における政策評価の取組（トピック）

1 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について

(1) 証拠に基づく政策立案（EBPM）の背景

我が国の経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用して国民から信頼される行政を展開するためには、証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making。以下「EBPM」という。）の推進が重要である。

このため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。）等に基づき、政策、施策及び事務事業の各段階においてEBPMを推進し、政策の評価を政策改善と次なる政策立案につなげるため、政府全体で取組を進めている。

(2) EBPM推進に係る行政評価局の取組状況

令和元年度において、総務省行政評価局では、EBPMの考え方の浸透・定着を図り、もって政策立案の質を向上させていくため、以下の取組を実施した。

ア 実証的共同研究

最終取りまとめにおいて、EBPMのリーディングケースの創出を目指した実証的共同研究（以下「共同研究」という。）の実施が提言されたことを踏まえ、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押しするため、総務省、各府省及び学識経験者が連携して本共同研究を実施している。

令和元年度は、「競争政策における広報」、「地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法」及び「財政教育プログラム」の三つを題材として実施した。報告書については、次のホームページで公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html)

令和元年度に実施した三つの共同研究の概要については、以下のとおり。

(ア) 「競争政策における広報」に関する共同研究の概要

公正取引委員会では、競争政策に対する幅広い国民の理解度や関心等の向上を目的として、「消費者セミナー」、「独占禁止法教室」及び「有識者懇談会」（以下「セミナー等」という。）を行っている。

本共同研究では、これらのセミナー等について、参加人数、参加者の属性、内容の違い（例：シミュレーションゲームと呼ばれる演習のあり・なし）等により、理解度や一定期間後の認識・行動がどのように異なるかについて、ランダム化比較試験（Randomized Controlled Trial。以下「RCT」という。）^(注)の手法も取り入れ、どういった要素によって効果に違いが生じるかを分析した。

平成30年度の共同研究では、サンプルサイズが小さい等の要因により確度の高い十分な分析結果が得られなかったことから、令和元年度も継続して研究しサンプルを増やして分析したことで、セミナー等の参加者数の増加が理解度や満足度を低下させる傾向があること、所要時間は120分以内が望まし

いこと、参加者が若年である場合には講義内容にシミュレーションゲームを取り入れた方がよいことなど、今後の業務改善の根拠とできる信頼度の高い情報を得ることができた。

また、セミナー等の講師は職員が務めているが、満足度や理解度をより高めるハイパフォーマー（高業績者）を特定することができた。これにより、当該職員からのヒアリング等を通じて優れたスキルを特定し、他の職員への普及を図ることで、セミナー等のレベルアップを図るための基礎となる情報を得ることができた。

(注) RCTとは、施策の対象者と非対象者をランダムに振り分けて効果を測定するもの。施策の効果を正確に測定することが可能となる一方、政策実務上、施策の対象者をランダムに振り分けることは難しいことが多い。（「競争政策における広報の効果測定に係る調査・分析」結果報告書（令和2年3月）概要版から抜粋）

(イ)「地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法」に関する共同研究の概要

環境省では、地方公共団体向けに地域経済の循環状況に関する分析資料を自動作成するパソコン用ツール（以下「ツール」という。）を同省ホームページ上で無償提供している。

本共同研究では、同省としてもツールの認知や活用実態が不明であったことから、地方公共団体のツールに対する認知、ダウンロード、活用の各段階にどのような阻害要因があるかを把握し、より効果的な普及啓発の在り方について分析した。

その結果、ツールの普及には地方公共団体の環境部局が地域の経済循環を重視しているかどうか重要であり、人口の大きい地方公共団体の方がよりその傾向が強いなど、団体側の認識や人口規模の違いに応じたアプローチをすることでより効果的な広報ができる可能性が明らかとなった。

また、団体によっては環境部局よりも高いニーズを有している企画部局や産業部局にもアプローチすることで、よりツールが活用される可能性があることも明らかとなった。

(ウ)「財政教育プログラム」に関する共同研究の概要

財務省では、小・中・高校生への主権者教育の一環として、各地の財務局職員が講師となって授業を行い、日本の社会や財政の仕組みに興味を持ち、財政を自分たちの生活に関わることとして捉え、今後の日本について考えてもらう取組として「財政教育プログラム」（以下「プログラム」という。）を行っている。

本共同研究では、プログラムにおける授業実施や講師派遣の効率的な在り方を把握し、より効果的な授業の実施に向けた検討に活用するため、授業に参加する児童・生徒の財政に対する理解度やイメージの変化等をアンケートやクイズにより把握し、授業の効果の測定・分析調査を実施した。

その結果、プログラムの実施について、授業時間は90分以上、受講人数は35人以下、実施時間は午前中、講師の年齢は20代から30代まで、経験は3回以上といった方法を採用することで、授業に参加した児童・生徒の理解度や満足

度がより高まる可能性があるという、今後のプログラムの改善に向けた示唆を得ることができた。

イ 行政評価局アドバイザーによる助言

各府省におけるEBPMの実践を後押しする取組として、上記の共同研究に加え、EBPMに関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じており、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として令和元年度に新たに委嘱した（表1）。

行政評価局アドバイザーには、共同研究を始めとする行政評価局のEBPMの取組について意見を頂いたほか、各府省の求めに応じて、EBPMの観点から様々な事務事業等についても助言・指導をしていただいた。

表1 行政評価局アドバイザー一覧（EBPM関係）

氏名	所属
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
亀井 善太郎	PHP総研主席研究員 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング主任研究員
南島 和久	新潟大学法学部教授
深谷 健	武蔵野大学法学部准教授

(50音順。令和2年3月31日現在)

ウ 各行政機関が実施した政策評価についてのEBPMの考え方を踏まえた点検活動

令和元年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検においては、EBPMの考え方を踏まえ、政策目的実現のための達成目標の設定の在り方や目標の実現状況（効果）の把握・予測の定量化、達成目標の実現に対する租税特別措置等の寄与度についての分析・説明状況に焦点を当てた点検を実施した（令和元年度における点検の概要については、54ページ参照）。

エ 各府省の政策評価担当者等に対する研修

法第20条に基づき、平成13年度から、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、全国各地にて政策評価に関する研修（政策評価に関する統一研修）を実施している（図1）。

令和元年度は、EBPMに関する理論並びに各府省及び地方公共団体における実践といった、EBPMの浸透・定着に資するテーマを設定し、演習やパネルディスカッションの手法も取り入れながら、全国11か所（東京、札幌市、仙台市、

さいたま市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市)にて研修を実施した。研修の概要については、次のホームページで公表している。
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)

図1 令和元年度政策評価に関する統一研修の様子



中央研修・演習型（規制の政策評価）の研修の様子
（令和元年12月）



中央研修・講義型の研修の様子（令和2年1月）



地方研修（高松会場）の研修の様子（令和元年12月）



地方研修（さいたま会場）の研修の様子（令和2年2月）

Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和元年度の実施状況等
(政府全体の状況)

1 各行政機関が行う政策評価

(1) 政策評価に関する計画の策定状況

ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、政策評価に関する基本計画（3年以上5年以下の期間ごと）の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、事後評価の実施計画（1年ごと）の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が16機関、4年と定めている機関が1機関、3年と定めている機関が4機関となっている。また、実施計画の計画期間については、令和元年度の実施計画を定めている全ての機関で、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

イ 政策評価の実施に関する事項

(7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）のほか、義務付けられていない政策についても事前評価の実施又は実施に努める旨を定めている。

(4) 事後評価

各行政機関は、毎年定めている実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

(表1)

(注) 各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/fusyou_keikaku.html (政策評価ポータルサイト (各府省の「基本計画、実施計画」へのリンク一覧))) 参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
5年	宮内庁			■	■	◄→	■	■		
	国家公安委員会・警察庁				■	◄→	■	■		
	個人情報保護委員会				■	◄→	■	■		
	金融庁			■	■	◄→	■	■		
	消費者庁				■	◄→	■	■		
	復興庁		■	■	■	◄→	■			
	総務省				■	◄→	■	■		
	法務省					◄→	■	■		
	外務省				■	◄→	■	■		
	財務省				■	◄→	■	■		
	文部科学省				■	◄→	■	■		
	厚生労働省			■	■	◄→	■	■		
	農林水産省	■	■	■	■	◄→				
	国土交通省					◄→	■	■		
	環境省		■	■	■	◄→	■			
	防衛省					◄→	■	■		
4年	公正取引委員会					◄→	■	■		
3年	内閣府			■	■	◄→				
	公害等調整委員会			■	■	◄→				
	経済産業省			■	■	◄→				
	原子力規制委員会			■	■	◄→				
その他	カジノ管理委員会					■				

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。
 2 「■」は基本計画の計画期間、「◄→」は実施計画の計画期間を表す。
 3 カジノ管理委員会は、令和2年1月7日に設置されたため、令和元年度においては、令和2年度から6年度を計画期間とする基本計画及び令和2年度を計画期間とする実施計画を策定している。なお、令和元年度中に実施した政策に係る事後評価については、令和2年度に実施した政策に係る事後評価と併せ、令和3年度に実施することとしている。

(2) 政策評価の実施状況

ア 政策評価の実施件数等

各行政機関において行われた政策評価の実施件数及びその対象とした政策は、表2のとおりとなっており、評価実施件数の合計は2,247件である（平成30年度：2,670件）。これを事前評価、事後評価別にみると図1のとおりとなっており、その内容は以下のとおりである。

(ア) 事前評価

事前評価は1,147件であり、対象別の実施状況は図2のとおりとなっている。

法等で義務付けられている特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。）を対象としたものは1,137件となっており、上位3分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価が最も多く765件、次いで規制を対象とした評価が145件、研究開発を対象とした評価が103件の順となっている。

(イ) 事後評価

事後評価は1,100件であり、対象別の実施状況は図3のとおりとなっている。

未着手・未了の事業^(注1)（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが最も多く447件、次いで完了後・終了時の事業等^(注2)（研究開発、公共事業等）を対象としたものが322件、一般分野の政策^(注3)を対象とした目標管理型の政策評価^(注4)（実績評価方式）が254件の順となっている。

（表2、図1、図2、図3）

(注) 1 「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策（法第7条第2項第2号イ）、政策の決定後10年経過しても完了していない政策（法第7条第2項第2号ロ）及び各行政機関が政策決定から完了までの間に評価を実施した政策である。

2 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

3 本報告において、「一般分野の政策」とは、法等において事前評価が義務付けられている特定5分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

4 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価				事後評価				小計									
	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	小計	実施中の政策（未着手・未了除く）		研究開発	公共事業	政府開発 援助	完了後・終了時 公共事業	一般分野				
					一般分野	小計	一般分野	租税特別 措置等		研究開発	公共事業	政府開発 援助	完了後・終了時 公共事業	一般分野				
					一般分野	小計	一般分野	規制		一般分野	研究開発	公共事業	政府開発 援助	完了後・終了時 公共事業	一般分野			
内閣府	0	0	0	0	9	0	9	33	2	0	0	0	0	0	0	0	35	44
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	3	3
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	15	0	0	15	5	0	26	0	0	0	0	0	31	46	46
個人情報保護委員会	0	0	0	9	0	0	9	6	0	0	0	0	0	0	6	15	15	15
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	7	3	0	10	14	0	8	0	0	0	0	0	22	32	32
消費者庁	0	0	0	1	0	0	1	10	0	1	0	0	0	0	0	11	12	12
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	3	0	0	10	4	0	17	6	0	0	0	0	0	0	5	11	28	28
公営等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	2	0	4	6	8	0	0	0	0	0	3	0	11	17	17
外務省	0	0	54	0	0	0	54	0	0	1	0	0	15	0	0	16	70	70
財務省	0	0	0	3	1	0	4	30	0	0	0	0	0	0	0	30	34	34
文部科学省	6	0	0	3	2	0	11	10	0	0	0	0	0	0	10	21	21	21
厚生労働省	28	1	0	12	6	0	47	13	1	0	2	0	0	0	129	156	203	203
農林水産省	4	178	0	12	4	0	198	13	1	0	0	81	0	1	79	175	373	373
経済産業省	23	1	0	27	22	0	73	28	0	2	1	0	0	0	0	33	106	106
国土交通省	30	585	0	44	14	6	679	44	4	20	3	1	337	0	53	514	1,193	1,193
環境省	0	0	0	1	2	0	3	26	0	0	3	0	0	0	0	29	32	32
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6
防衛省	9	0	0	0	3	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
計	103	765	54	145	70	10	1,147	254	10	58	9	1	431	15	188	1,100	2,247	2,247
										331			447		322			

(注) 1 「事前評価」については、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施したものが含まれる（以下表4において同じ。）。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄について、一つの評価書で複数の評価が行われている場合は、当該複数の評価の数を実施件数として計上した（以下表4において同じ。）。
 また、「事前評価」の「規制」欄について、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、各行政機関の内訳を合計した数と「計」欄の数は一致しない。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

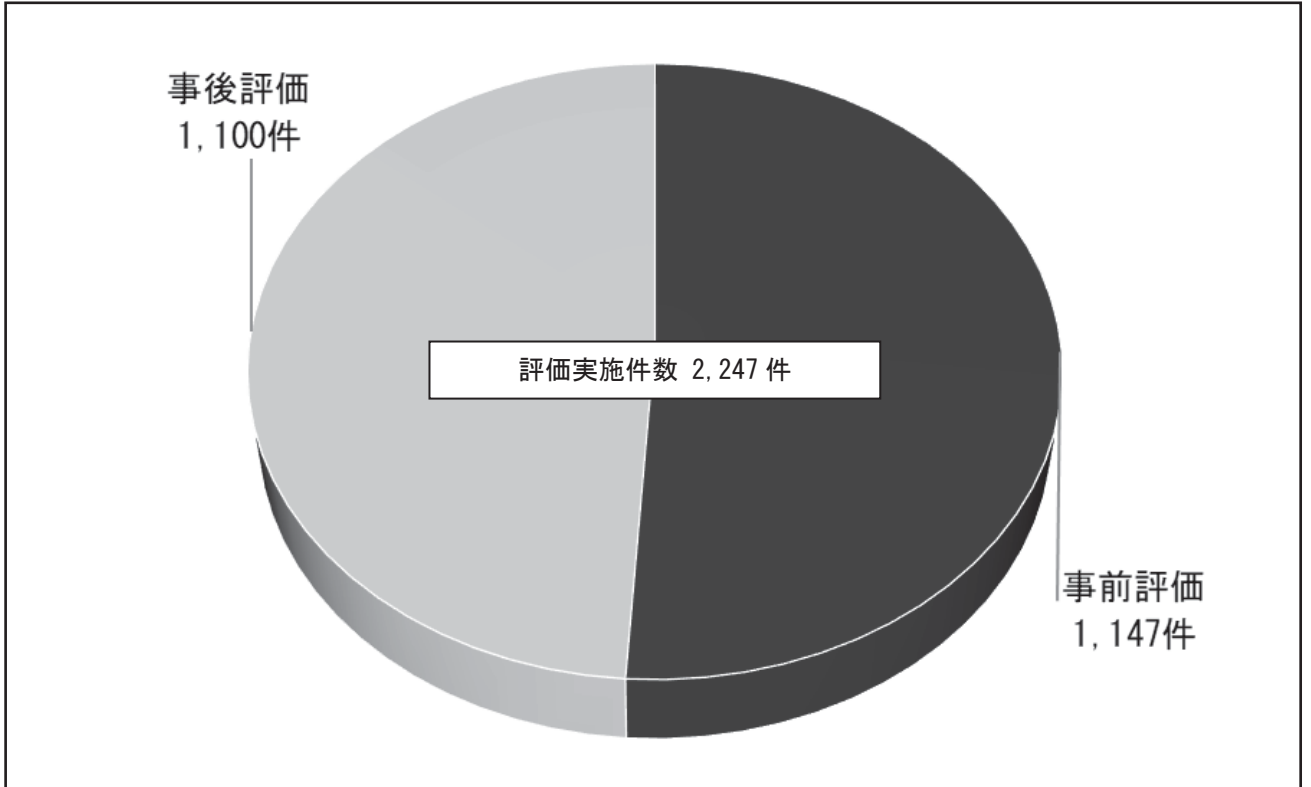


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

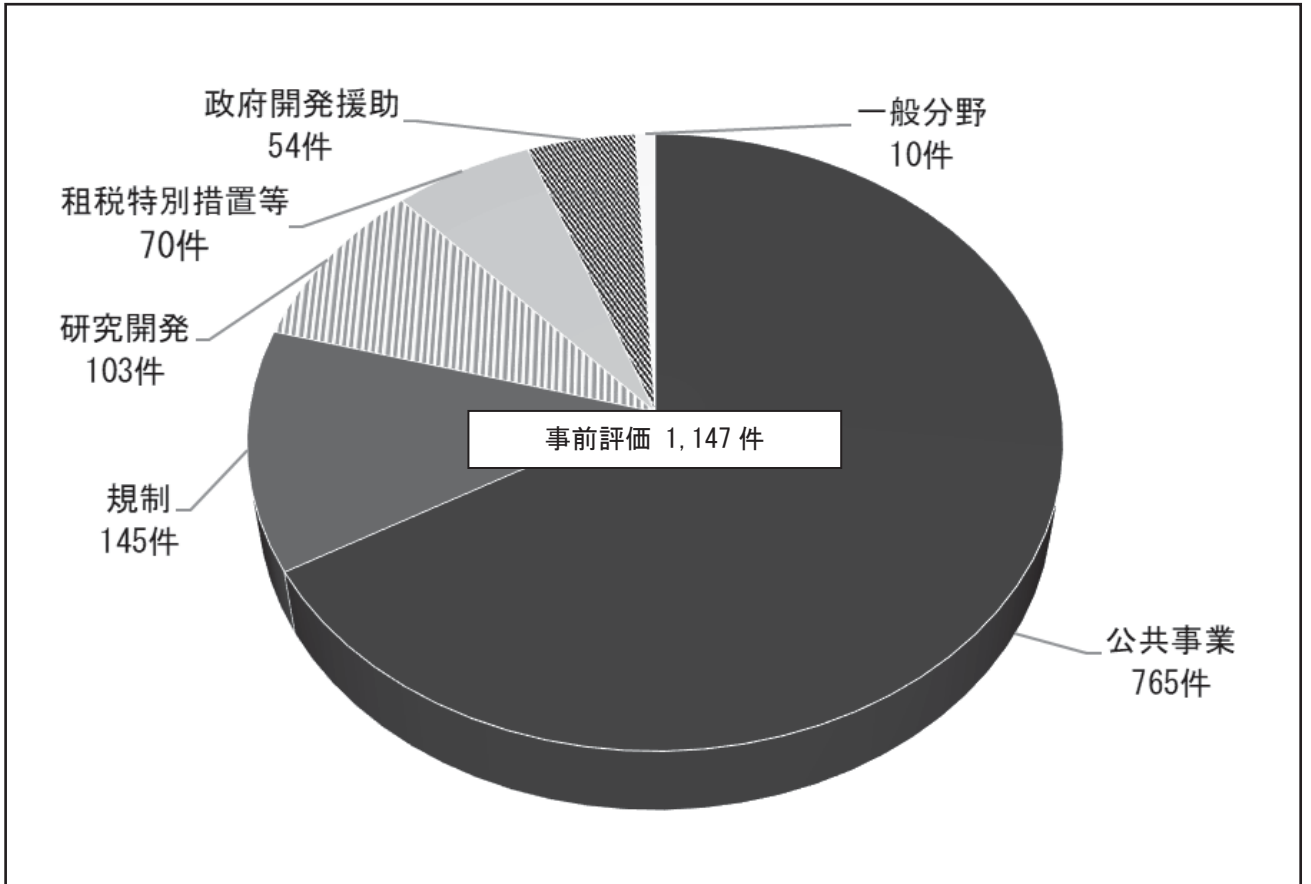
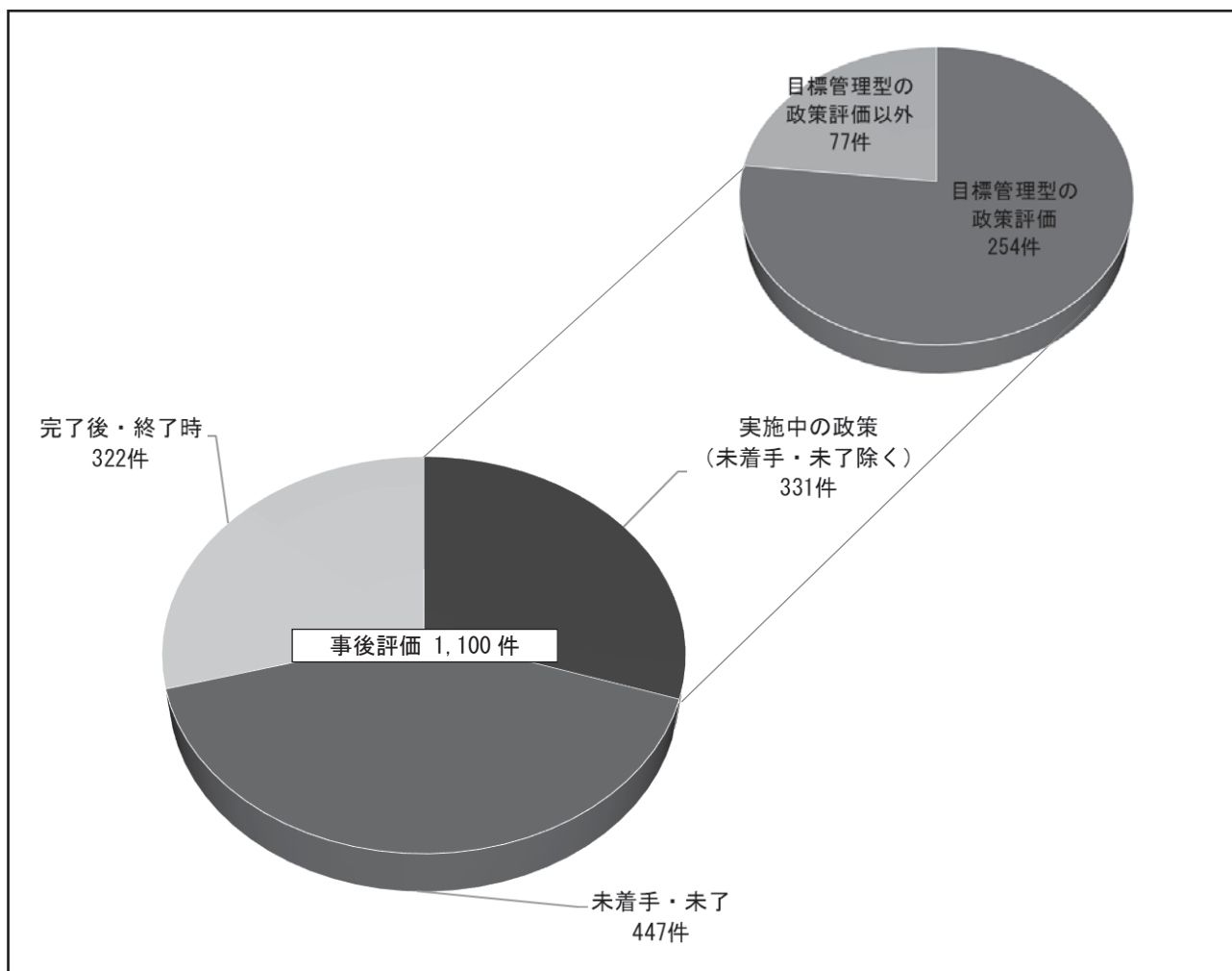


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 目標管理型の政策評価（実績評価方式）の結果

(ア) 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。

(イ) 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価の合計は254件となっている。共通5区分による評価結果の状況をみると、表3のとおり、「目標超過達成」が4件（1.6%）、「目標達成」が92件（36.2%）、「相当程度進展あり」が136件（53.5%）、「進展が大きくない」が21件（8.3%）、「目標に向かっていない」が0件（0.0%）等であり、「相当程度進展あり」以上の割合は、91.3%となっている。

なお、全ての評価結果が「相当程度進展あり」以上としている機関は、令和元年度に目標管理型の政策評価を実施している16機関中12機関となっている。

（表3）

表3 共通5区分による評価結果の状況

(単位：件)

行政機関名	目標超過 達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	その他	計
内閣府	2	15	10	5	0	1	33
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	0	0	2	0	0	0	2
国家公安委員会・ 警察庁	0	1	4	0	0	0	5
個人情報保護委員会	0	5	1	0	0	0	6
カジノ管理委員会	—	—	—	—	—	—	—
金融庁	0	8	6	0	0	0	14
消費者庁	0	6	4	0	0	0	10
復興庁	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	3	3	0	0	0	6
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	7	1	0	0	0	8
外務省	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	16	14	0	0	0	30
文部科学省	0	4	6	0	0	0	10
厚生労働省	2	3	8	0	0	0	13
農林水産省	0	0	11	2	0	0	13
経済産業省	0	4	24	0	0	0	28
国土交通省	0	16	15	13	0	0	44
環境省	0	2	23	1	0	0	26
原子力規制委員会	0	2	4	0	0	0	6
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
計	4 (1.6%)	92 (36.2%)	136 (53.5%)	21 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	254 (100%)

- (注) 1 宮内庁及びカジノ管理委員会は、令和元年度においては、目標管理型の政策評価の対象となる政策がないため、評価を実施していない。
- 2 復興庁、公害等調整委員会、外務省及び防衛省は、令和元年度においては、全施策についてあらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施しているが、評価は実施していない。
- 3 「その他」は、評価書の公表時点で、目標達成度合いを判断するためのデータが間に合わなかったため、共通5区分による評価を行っていないものである。

(3) 政策評価結果の政策への反映状況

ア 政策評価結果を踏まえた予算要求等への反映

各行政機関が行った政策評価結果の政策への反映状況については、表4のとおりとなっている。

(7) 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、178件となっている。

(1) 事後評価

事後評価が行われた政策については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが719件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが54件、予算要求へ反映したものが277件となっている。

このうち、目標管理型の政策評価（254件）及び未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象とした評価（447件）の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。

i) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが224件、評価対象施策の改善・見直しを実施することとしたものが29件となっており、このうち、評価結果を予算要求に反映したものは236件となっている。

また、評価結果を踏まえた事前分析表の変更状況をみると、「達成すべき目標」を変更したものは6件、「測定指標」を変更したものは68件、「達成手段」を変更したものは9件などとなっている。

ii) 未着手・未了の事業を対象とした評価

未着手・未了の事業を対象とした評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが418件、評価対象事業の改善・見直しを実施することとしたものが25件、予算要求に反映したものが37件となっている。

また、評価対象事業を休止又は中止することとしたものは、表5のとおり、2行政機関の4事業（2公共事業、2政府開発援助）であり、総事業費は合計約271億円、残事業費は合計約227億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から令和元年度までの18年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表6のとおり、合計324事業、総事業費の合計は約5兆6,131（5兆5,725）億円^(注)となっている。

(表4、表5、表6)

(注) 平成28年度における国土交通省の1事業はダム検証を進めるに当たり、A案とB案の二つの案を検討対象としていた。そのため、() 外の数値はA案の場合のもの、() 内の数値はB案の場合のものとなっている。

表4 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	103	765	54	145	70	10	1,147
政策評価の結果の政策への反映	103	765	54	145	70	10	1,147
予算要求への反映	83	31	54	0	0	10	178

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	254	10	58	9	447	778	322	1,100
政策評価の結果の政策への反映	254	10	58	9	447	778		
これまでの取組を引き続き推進	224	10	58	9	418	719		
評価対象政策の改善・見直しを実施	29	0	0	0	25	54		
評価対象政策の重点化等	22	0	0	0	25	47		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	1	0	0	0	0	1		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	4	4		
その他	1	0	0	0	0	1		
予算要求への反映	236	3	1	0	37	277		
事前分析表の変更	73							
達成すべき目標を変更	6							
測定指標を変更	68							
達成手段を変更	9							
その他の変更	11							
事前分析表の変更なし	135							
未定・検討中等	46							

（注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「評価実施件数」のうち「事前評価」の「規制」について、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、表4-1から4-19までを合計した数とは一致しない。
 3 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは57件（機構要求16件、定員要求55件）である。
 4 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」に該当するもののほか、対象政策の全部又は一部の方法や内容を変更したものが含まれる（目標管理型の政策評価6件）。
 6 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 7 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 8 カジノ管理委員会、復興庁及び公害等調整委員会は、令和元年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は作成していない。
 9 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r01houkoku-3.html）参照

表4-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	9	0	9
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	9	0	9
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	33	2	0	0	0	35	0	35	
政策評価の結果の政策への反映状況	33	2	0	0	0	35			
これまでの取組を引き続き推進	32	2	0	0	0	34			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	1	0	0	0	0	1			
予算要求への反映	30	2	0	0	0	32			
事前分析表の変更	9								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	8								
達成手段を変更	0								
その他の変更	1								
事前分析表の変更なし	23								
未定・検討中等	1								

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674168.pdf)参照

表4-2 宮内庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	0	1	0	0	0	1	0	1	
政策評価の結果の政策への反映状況	0	1	0	0	0	1			
これまでの取組を引き続き推進	0	1	0	0	0	1			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注） 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674169.pdf) 参照

表4-3 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	2	1	0	0	0	3	0	3	
政策評価の結果の政策への反映状況	2	1	0	0	0	3			
これまでの取組を引き続き推進	2	1	0	0	0	3			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	2	1	0	0	0	3			
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	2								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://soumu.go.jp/main_content/000674170.pdf）参照

表4-4 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価) (単位：件)

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	15	0	0	15
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	15	0	0	15
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位：件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型 の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価							
評価実施件数	5	0	26	0	0	31	0	31	
政策評価の結果の政策への反映状況	5	0	26	0	0	31			
これまでの取組を引き続き推進	5	0	26	0	0	31			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	5	0	0	0	0	5			
事前分析表の変更	3								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	0								
その他の変更	2								
事前分析表の変更なし	2								
未定・検討中等	0								

(注) 1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは4件(定員要求4件)である。
 2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674171.pdf)参照

表4-5 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	9	0	0	9
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	9	0	0	9
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	6	0	0	0	0	6	0	6	
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	0	0	0	6			
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	0	0	6			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6			
事前分析表の変更	5								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	5								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	1								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://soumu.go.jp/main_content/000674172.pdf）参照

表4-6 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	7	3	0	10
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	7	3	0	10
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計		
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	14	0	8	0	0	22	0	22		
政策評価の結果の政策への反映状況	14	0	8	0	0	22				
これまでの取組を引き続き推進	6	0	8	0	0	14				
評価対象政策の改善・見直しを実施	8	0	0	0	0	8				
評価対象政策の重点化等	8	0	0	0	0	8				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	11	0	0	0	0	11				
事前分析表の変更	9									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	9									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	5									
未定・検討中等	0									

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは8件（機構要求5件、定員要求8件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674173.pdf)参照

表4-7 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価)

(単位：件)

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価)

(単位：件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	10	0	1	0	0	11	0	11	
政策評価の結果の政策への反映状況	10	0	1	0	0	11			
これまでの取組を引き続き推進	10	0	1	0	0	11			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	10	0	1	0	0	11			
事前分析表の変更	9								
達成すべき目標を変更	3								
測定指標を変更	8								
達成手段を変更	0								
その他の変更	4								
事前分析表の変更なし	1								
未定・検討中等	0								

(注) 1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは9件(機構要求2件、定員要求9件)である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674174.pdf)参照

表4-8 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	3	0	0	10	4	0	17
政策評価の結果の政策への反映状況	3	0	0	10	4	0	17
予算要求への反映	3	0	0	0	0	0	3

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	6	0	0	0	0	6	5	11	
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	0	0	0	6			
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	0	0	6			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6			
事前分析表の変更	6								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	6								
達成手段を変更	4								
その他の変更	2								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674176.pdf)参照

表4-9 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	2	0	4	6
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	2	0	4	6
予算要求への反映	0	0	0	0	0	4	4

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	8	0	0	0	0	8	3	11	
政策評価の結果の政策への反映状況	8	0	0	0	0	8			
これまでの取組を引き続き推進	8	0	0	0	0	8			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	8	0	0	0	0	8			
事前分析表の変更	1								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	1								
事前分析表の変更なし	7								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674179.pdf)参照

表4-10 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	54	0	0	0	54
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	54	0	0	0	54
予算要求への反映	0	0	54	0	0	0	54

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	0	0	1	0	15	16	0	16
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	1	0	15	16	/	
これまでの取組を引き続き推進	0	0	1	0	13	14		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	2	2		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	15	15		
事前分析表の変更	0	/						
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

（注）1 令和元年度は、目標管理型の政策評価の全施策について、あらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施している。
2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://soumu.go.jp/main_content/000674180.pdf）参照

表4-11 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	3	1	0	4
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	3	1	0	4
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	30	0	0	0	0	0	30	0	30	
政策評価の結果の政策への反映状況	30	0	0	0	0	0	30			
これまでの取組を引き続き推進	30	0	0	0	0	0	30			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	18	0	0	0	0	0	18			
事前分析表の変更	0									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	0									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	30									
未定・検討中等	0									

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは1件（機構要求1件、定員要求1件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674182.pdf)参照

表4-12 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	6	0	0	3	2	0	11
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	0	3	2	0	11
予算要求への反映	6	0	0	0	0	0	6

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	10	0	0	0	0	10	0	10	
政策評価の結果の政策への反映状況	10	0	0	0	0	10			
これまでの取組を引き続き推進	3	0	0	0	0	3			
評価対象政策の改善・見直しを実施	7	0	0	0	0	7			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	1	0	0	0	0	1			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	10	0	0	0	0	10			
事前分析表の変更	6								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	6								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	4								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは4件（定員要求4件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://soumu.go.jp/main_content/000674184.pdf）参照

表4-13 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	28	1	0	12	6	0	47
政策評価の結果の政策への反映状況	28	1	0	12	6	0	47
予算要求への反映	28	1	0	0	0	0	29

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	13	1	0	2	11	27	129	156
政策評価の結果の政策への反映状況	13	1	0	2	11	27		
これまでの取組を引き続き推進	13	1	0	2	9	25		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	2	2		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	13	0	0	0	0	13		
事前分析表の変更	4							
達成すべき目標を変更	2							
測定指標を変更	4							
達成手段を変更	0							
その他の変更	1							
事前分析表の変更なし	9							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674185.pdf)参照

表4-14 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	4	178	0	12	4	0	198
政策評価の結果の政策への反映状況	4	178	0	12	4	0	198
予算要求への反映	4	15	0	0	0	0	19

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	13	1	0	0	81	95	80	175
政策評価の結果の政策への反映状況	13	1	0	0	81	95		
これまでの取組を引き続き推進	0	1	0	0	56	57		
評価対象政策の改善・見直しを実施	13	0	0	0	25	38		
評価対象政策の重点化等	13	0	0	0	25	38		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	13	0	0	0	14	27		
事前分析表の変更	3							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	3							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	10							
未定・検討中等	0							

（注） 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674186.pdf)参照

表4-15 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	23	1	0	27	22	0	73
政策評価の結果の政策への反映状況	23	1	0	27	22	0	73
予算要求への反映	23	1	0	0	0	0	24

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	28	0	2	1	2	33	0	33	
政策評価の結果の政策への反映状況	28	0	2	1	2	33			
これまでの取組を引き続き推進	28	0	2	1	2	33			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	28	0	0	0	2	30			
事前分析表の変更	9								
達成すべき目標を変更	1								
測定指標を変更	9								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	19								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは16件（機構要求2件、定員要求16件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://soumu.go.jp/main_content/000674187.pdf）参照

表4-16 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	30	585	0	44	14	6	679
政策評価の結果の政策への反映状況	30	585	0	44	14	6	679
予算要求への反映	10	14	0	0	0	6	30

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	44	4	20	3	338	409	105	514	
政策評価の結果の政策への反映状況	44	4	20	3	338	409			
これまでの取組を引き続き推進	44	4	20	3	338	409			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	44	0	0	0	6	50			
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	44								

（注） 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674189.pdf)参照

表4-17 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	2	0	3
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	1	2	0	3
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	26	0	0	3	0	29	0	29		
政策評価の結果の政策への反映状況	26	0	0	3	0	29				
これまでの取組を引き続き推進	25	0	0	3	0	28				
評価対象政策の改善・見直しを実施	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の重点化等	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	26	0	0	0	0	26				
事前分析表の変更	3									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	2									
達成手段を変更	1									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	22									
未定・検討中等	1									

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674190.pdf)参照

表4-18 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	6	0	0	0	0	6	0	6	
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	0	0	0	6			
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	0	0	6			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6			
事前分析表の変更	6								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	6								
達成手段を変更	4								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、令和2年度機構・定員要求に反映したものは5件（定員要求5件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://soumu.go.jp/main_content/000674191.pdf)参照

表4-19 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	9	0	0	0	3	0	12
政策評価の結果の政策への反映状況	9	0	0	0	3	0	12
予算要求への反映	9	0	0	0	0	0	9

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0	0	
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	/		
これまでの取組を引き続き推進	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0	/							
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）1 令和元年度は、目標管理型の政策評価の全施策について、あらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施している。
2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://soumu.go.jp/main_content/000674192.pdf）参照

表5 令和元年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：億円)

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省 2 事業				
政府開発援助	ジャワ南線複線化計画 (第四期) (インドネシ ア共和国)	中止	168.7	168.7
	ジャワ・スマトラ連系 送電線計画 (調査・設計 等のための役務) (イン ドネシア共和国)	中止	38.8	23.1
厚生労働省 2 事業				
簡易水道等施設整備 事業	広島市水道事業 (広島 県広島市)	中止	29.8	21.2
水道水源開発等施設 整備事業	高度浄水施設整備事業 (兵庫県たつの市)	中止	33.8	14.2
合計	4 事業	—	271.1	227.2

表6 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費 (上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)

23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2, 534)	17 (2, 746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4, 468)	21 (4, 735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2, 307)	14 (2, 583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1, 201)
28	1 (10)	—	—	—	1 (A 案:1, 717 B 案:1, 311)	2 (1, 727) <1, 321>
29	—	—	—	—	—	—
30	1 (18)	1 (24)	—	—	—	2 (42)
令和 元	2 (208)	2 (64)	—	—	—	4 (271)
合計	15 (1, 638)	45 (5, 882)	51 (1, 257)	14 (4, 273)	199 (43, 083) <42, 677>	324 (56, 131) <55, 725>

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であり、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、ダム検証を進めるに当たり、現在保有している技術情報等の範囲内で、渇水対策容量をダムで確保する案(A案)及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案(B案)について、ダム諸元の設定を行い、当該二つの案を検討対象としていることから、本表においても2案における総事業費を記載している。
- 6 合計欄における()内の数値は、平成28年度における国土交通省の1事業がA案の場合のものであり、<>内の数値は、B案の場合のものである。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第12条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第1項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第2項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、また、法第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、令和元年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、「平成31年度行政評価等プログラム」に掲載し、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている（表7）。

表7 総務省が行う政策の評価に関する計画

<p>計画の 主な規 定内容</p>	<p>① 評価の実施に関する基本的な方針</p>	<p>○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要のある政策について積極的に実施する。 また、証拠に基づく政策立案（EBPM）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。</p> <p>○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。</p> <p>① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。</p> <p>② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。</p>
	<p>② 令和元年度から3年度までの3か年に実施する評価のテーマ</p>	<p>○ 統一性又は総合性を確保するための評価</p> <p>ア 平成30年度から引き続き実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍の推進 ・ 高度外国人材の受入れ ・ 地籍整備の推進 <p>イ 令和元年度から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死因究明等の推進 ・ 外来種対策の推進 <p>ウ 調査の具体化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理空間情報
	<p>③ 評価の実施に関する重要事項</p>	<p>○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。</p> <p>○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。</p> <p>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。</p>

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、令和2年度以降3年間で実施

する予定の政策の評価のテーマ等については、「令和2年度行政評価等プログラム」に掲載し、公表している。また、これらについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、令和元年度において、統一性又は総合性を確保するための評価を5テーマ実施した。このうち、「地籍整備の推進」については、評価結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した(表8)。また、「高度外国人材の受入れ」及び「女性活躍の推進」については、評価結果に基づき、関係行政機関の長に意見を通知し、評価書とともに公表した(表9及び10)。

さらに、「高度外国人材の受入れ」、「女性活躍の推進」及び平成30年度に評価結果を取りまとめた「農林漁業の6次産業化の推進」の3テーマについては、評価結果の政策への反映状況が総務省に報告されている(表9、10及び11)。

そのほかの、「死因究明等の推進」及び「外来種対策の推進」の2テーマについては、評価を実施中である(表12)。

表8 評価結果を取りまとめ、公表したテーマ

テーマ名	地籍整備の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:令和元年12月6日)
関係行政機関	国土交通省、法務省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果及び勧告の概要	<p>〈第6次国土調査事業十箇年計画における成果目標の進捗状況〉</p> <p>「第6次国土調査事業十箇年計画」(平成22年5月25日閣議決定)の成果目標である「進捗率^(注1)」、「地籍調査の実施面積」及び「地籍調査に未着手又は休止中の市町村(以下「未着手・休止市町村」という。)の状況」については、現状のペースで推移する場合、同計画の最終年度である令和元年度末までに達成することは、次のとおり、いずれも困難な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間中に地籍調査の進捗率を49%から57%へと8ポイント伸ばすという目標に対し、平成29年度末での進捗率は52%にとどまる。 ・ 市町村等が行う地籍調査の実施面積について、21,000km²という目標に対し、平成29年度末での実績は8,023km²までの実施と、38%の達成率にとどまる。 ・ 未着手・休止市町村について、計画の中間年である平成26年度までに解消するという目標に対し、29年度末時点で447市町村が存在 <p>〈主な調査の結果と勧告〉</p> <p>次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。</p>

(1) 法務局・地方法務局と市町村等の連携状況

ア 国土交通省は、都市部における地籍整備の進捗状況を改善するため、市町村等からの協力要請に応じ、法務局等が地籍調査に係る住民説明会、現地調査及び成果案の閲覧に出席又は協力（以下「実務的協力」という。）することについて、都道府県を通じて市町村等に周知している。

調査の結果、実務的協力について法務局等に要請した市町村数は、調査対象 104 市町村のうち、延べ 18 市町村にとどまり、協力を要請していない市町村は、要請できること自体を知らない、どのような協力が得られるか分からないなど制度の不知をその理由としているものがみられた。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的内容や効果について周知する必要がある。

イ 地図作成作業^(注2)の実施地区の周辺地域では、住民の地籍調査への関心が醸成される可能性が高いことから、法務局等は、作業実施地区の周辺地域での地籍調査を実施するよう市町村に働きかけなどを行うこととされている。

調査の結果、調査対象 23 法務局等のうち、83%の法務局等が市町村に対して地籍調査の働きかけを実施していないなど、法務局等と市町村との連携は十分に図られていないと言いつい難い状況であった。また、このようなことから、地図作成作業の実施地区を市町村と協議・調整の上で選定する法務局等も少数となっており、両者が事前に協議・調整していないため、地図作成作業と地籍調査の実施地区が重複している例がみられた。

このような状況を踏まえると、法務省及び国土交通省は、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。

(2) 土地所有者等の立会いの弾力化措置の活用状況

地籍調査における一筆地調査（現地調査）は、原則、土地所有者等の立会いが必要とされ、従来、立会いがない場合、市町村等は筆界未定として処理していたところ、国土交通省は、筆界を明らかにする正確な地積測量図等の客観的資料があれば、市町村等は法務局等と協議の上、筆界の調査を可能とする立会いの弾力化を措置した（地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 30 条第 3 項の創設。同項について、以下「準則 30 条 3 項」という。).

調査の結果、71%の市町村が立会いの弾力化措置の適用実績がなく、これらの市町村では、客観的資料が具体的にどのようなものか分からない、適用可能なケースが明らかでないため、具体的な運用事例を示してほしいなどとしていた。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、準則 30 条 3 項の適用に当たっての具体的な運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。

(3) 認証遅延・送付遅延の発生

地籍調査により作成された地籍図及び地籍簿は、一般の閲覧に供された後、①都道府県知事の認証を経て、②成果の写しが登記所に送付され、③地籍簿に基づき登記記録の内容の変更等が行われ、地籍図の写しは登記所備付地図として備え付けられる。国土交通省は、地籍図及び地籍簿の作成後 6 か月以上にわたって認証請求の手続を行っていないものを「認証遅延」、認証後 6 か月以上にわたって地籍図及び地籍簿の写しを登記所に送付していないものを「送付遅延」としている。

調査の結果、全国では、平成 30 年 1 月時点における認証遅延と送付遅延の面積の合計は 2,072 km²であり、22 年度から 29 年度の間全国の市町村等が実施した地籍調査の実施面積 (8,023 km²) の 25.8%に相当する面積となっている。認証・送付が行われなければ、地籍調査の成果が登記所備付地図とならず、政策効果・行政コストの面から問題と考えられるが、国土交通省は、遅延の状況を把握等しているものの、具体的な解消策を示すには至っていない。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。

(4) 国・地方公共団体における進捗率の把握状況

調査の結果、国土交通省は、毎年度、都道府県から、市町村等における地籍調査の実施状況を把握し、また、進捗率の把握に当たり、「地籍調査実施地域の面積」として自ら整理した面積^(注3)を用い、「地籍調査の対象面積」として第5次国土調査事業十箇年計画策定時に算定した面積を用いている状況がみられた。さらに、「地籍調査の対象面積」の定義の詳細を国土交通省が明確にしていないことから、「地籍調査の対象面積」に含めることとなっている「土地区画整理事業の実施地域」を除外している例(5市町村)や、今後、地籍調査を実施する必要のない「法務局等が行う地図作成作業の実施地域」を地籍調査の対象面積に含めている例(4市町村)がみられた。「地籍調査実施地域の面積」についても、国土交通省が用いるデータと、同省が、毎年度、都道府県から把握しているデータにかい離があり、これらにより、同省が公表している地籍調査の進捗率は、同省が、都道府県から把握している進捗率と整合が図られていない。

このような状況を踏まえると、国土交通省は、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行う必要がある。

なお、地籍整備の推進は、災害からの迅速な復旧復興や円滑なまちづくり等のためにも極めて重要である。調査の結果、地籍調査を実施していたことから、①被災前の現況を図面上で再現して早急に復旧計画を策定し、災害復旧を迅速に進められた例や②区画道路拡幅事業において、期間の短縮及び測量経費の削減ができた例がみられた。

- (注) 1 地籍調査の対象面積(全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合
2 法務局等による登記所備付地図(登記所(法務局、地方法務局及びこれらの支局又はこれらの出張所をいう。)に備え付けられる地図で、各土地の位置及び区画(筆界)を明確にできるもの)を作成する作業
3 実施面積等調査書において報告された「市町村等が行った地籍調査の実施面積」、国土交通省が自ら整理した「基本調査の実施面積」及び「国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等による面積」の合算

(注) 評価結果の詳細については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01hyoka02_191206000137696.html)参照

表9 評価結果の取りまとめ及びその結果の政策への反映状況

テーマ名	高度外国人材の受入れに関する政策評価(総合性確保評価) (意見通知・公表日:令和元年6月25日)
関係行政機関	法務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果

- 評価の観点
高度外国人材の受入れに関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
- 評価の結果及び意見通知の概要
- 政策全体の進捗状況⇒一定程度進展
 - 高度外国人材の認定件数は、目標値(2020年末までに1万人)を達成しており、更なる目標値(2022年末までに2万人)の達成に向けて認定件数は増加している
 - 認定された者のほとんどは、引き続き我が国で就業を続けており、定着が進んでいる
 - ヒアリングした外国人材の多くは、日本の就労環境・生活環境についておおむね満足
 - その上で、外国人材の実態やニーズを踏まえ、関係施策を推進することが適当
 - 専門性の高い外国人材の中でも、高度人材ポイント制が十分に知られていない状況あり⇒高度人材ポイント制の一層の周知(法務省)
 - 積極的な就職支援の取組を行っている大学がある一方、日本語能力が不十分な留学生の就職支援に苦慮している大学あり

- ⇒ 大学・大学院の留学生の効果的な就職支援の推進(文部科学省)
- ・ 外国人材の多くは、就労環境に課題があると認識。外国人材の活用事例集の企業の認知度は高くない
- ⇒ 企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備の促進(厚生労働省、経済産業省)
- ・ 外国人材の多くは、生活環境の改善のために公的支援が必要と認識。地方公共団体の中には、他の地方公共団体が行う取組に係る情報の周知・共有を望む意見あり
- ⇒ 外国人の生活環境改善に係る効果的な取組の収集・提供等による地方公共団体への支援(総務省、法務省)

意見	政策への反映状況
<p>1 高度外国人材の認定 法務省は、2022年末までに2万人の認定というK P I の達成を始めとする更なる高度外国人材の認定を図るため、高度外国人材となり得る専門性の高い外国人材の中でも高度人材ポイント制が十分知られていない状況を踏まえ、関係業界・大学の所管省庁の協力を得ながら、高度人材ポイント制の一層の周知を図る必要がある。</p>	<p>(法務省) 2022年末までに2万人の認定というK P I を2019年12月末時点で2万1,347人と前倒しで達成していることに加え、</p> <p>① 2019年8月に、高度人材ポイント制の制度案内についてベトナム語と中国語に翻訳し、多言語化を行い、出入国在留管理庁特設ホームページ(「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」)に掲載</p> <p>② 2020年1月に、外国人I T人材の更なる活用を促進する観点から、法務省ホームページに掲載している「外国人I T人材の在留資格と高度人材ポイント制について」を改訂し、独立行政法人日本貿易振興機構(J E T R O。以下「J E T R O」という。)が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」に情報提供</p> <p>③ 2019年11月から2020年3月の間に、大学等の進路相談等において留学生の在留資格変更が効果的に行えるよう、文科省の主導により大学等で開催された研修会(意見交換会)や説明会(計6回)において、高度人材ポイント制を含めた就労資格全般に係る講演を行い、高度人材ポイント制の一層の周知を図った。</p>
<p>2 留学生の就職支援 文部科学省は、大学・大学院の留学生の日本語能力を始めとする就職活動上の課題を踏まえた積極的な就職支援の取組をより多くの大学に展開するなど、大学における効果的な就職支援を推進していく必要がある。 その際、高度外国人材と認定された者の多くが日本の大学院を修了していることから、大学院の留学生の就職活動上の課題を踏まえた支援が行われるよう留意する必要がある。</p>	<p>(文部科学省) 大学が企業等と連携し、大学院生を含め留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムの策定を支援する「留学生就職促進プログラム」を12大学で継続。 また、「留学生就職促進プログラム」の中間評価を行い、実施大学から得られた成果等を文部科学省ホームページで公表するとともに、シンポジウムを開催し、取組の成果や課題等について周知を図った。 さらに、大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルであるビジネス日本語等を身に付けるための教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み(留学生就職促進履修証明プログラム)を令和2年度中に全国展開する予定。</p>
<p>3 就労環境の改善 厚生労働省及び経済産業省は、外国人材や企業がキャリアパスの明確化など様々な就労環境上の課題を認識していることを踏まえ、外国人材の就労環境の改善に取り組む企業事例の</p>	<p>(厚生労働省) 外国人材の就労環境の改善に関する好事例集について、厚生労働省ホームページに加えて、J E T R Oが運営している高度外国人材活躍推進ポータルに掲載したほか、地方労働局に追加配付し、地方で実施している外国人の雇用管理に関するセミナー等において積極的に活用・周知を行った。</p> <p>(経済産業省) 外国人を含む多様な人材が働きやすい環境を整備することに</p>

<p>一層の周知を図るなど、引き続き企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促していく必要がある。</p>	<p>よって、人材の能力を活かし、価値創造につなげている企業の取組事例等について、セミナーやシンポジウム等で周知した。具体的には、セミナー等の開催に当たっては、経産省のホームページやJETROの「高度外国人材活躍推進ポータル」等で周知を図った。また、セミナー等では、「新・ダイバーシティ経営企業100選」のベストプラクティス集の紹介や受賞企業の講演等を行った。</p>
<p>4 生活環境の改善 総務省及び法務省は、本評価書で取りまとめた地方公共団体の事例も参照しつつ、必要に応じて関係省庁の協力を得るなどし、外国人の生活環境の改善のための効果的な取組を収集・整理して地方公共団体に提供するなど、地方公共団体の取組を支援していく必要がある。</p>	<p>(総務省) 外国人への生活支援などの分野で先進事例を踏まえた助言などを行う「多文化共生アドバイザー」制度の運用や、地方公共団体間で多文化共生の取組の課題や優良事例の共有等を行う「多文化共生地域会議」の開催を通じて、地方公共団体における多文化共生の取組を推進している。</p> <p>(法務省) 一元的相談窓口の運営に関する情報や、相談事例等について地方公共団体等に展開するとともに、受入環境調整担当官等が実施する地方公共団体等での研修の際にも、他の地方公共団体の取組について周知を行っている。</p> <p>また、在留支援のための拠点（外国人共生センター（仮称））を設置し、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等の支援を行うことを予定している。</p> <p>加えて、地方創生推進交付金の外国人受入施策に係る先導的事業情報についても地方公共団体等に展開した。</p>

(注) 評価結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_h310625.html) 参照

表10 評価結果の取りまとめ及びその結果の政策への反映状況

<p>テーマ名</p>	<p>女性活躍の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和元年7月2日）</p>
<p>関係行政機関</p>	<p>厚生労働省</p>

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

<p>政策の評価の観点及び結果</p>
<p>○ 評価の観点 女性活躍の推進に関する政策が、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果及び意見通知の概要 (1) 実地調査結果 ア 地方中堅企業における取組と課題 本政策評価では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」^(注)という。）に基づく取組が努力義務とされており、これまで余りスポットライトが当てられてこなかった地方の中堅企業（常用労働者数が300人前後の事業者（273事業者））を中心に、女性活躍の推進に向けた取組の実態等についてヒアリングによる実地調査を実施した。</p> <p>実地調査した事業者からは、女性を取り巻く環境や働き方の変化、働きやすい職場環境の整備、職業生活と家庭生活との両立支援、女性の登用等に関して様々な声が聴かれたところ、多くの事業者では、地方における深刻な人材不足などといった課題を抱えつつも、女性にとっていかに働きやすく、魅力ある職場とするかを考え、女性の人材確保や継続就業、登用に結び付けようと努力している状況がみられた。</p> <p>また、女性の採用や登用を単なる労働力の確保のためと捉えるのではなく、商品開発や顧客対応に求められる多様性等に対応した貴重な戦力として、加えて、企業イメージのアップにつながるものとして捉え、積極的に女性の採用や職域の拡大などに取</p>

り組んでいる事業者がみられた。さらに、男性に対する働きかけも重視し、男性の育休取得の促進に積極的に取り組む事業者もみられた。

一方、これらの取組を行ったとしても、必ずしも女性の採用に至らない例、男性による育休取得が社内で浸透しない例のほか、女性の登用に向けた意識啓発や登用後のフォロー体制などについて課題を抱えている例もみられた。

(注) 令和元年5月、女性活躍推進法改正法が成立しているが、本政策評価では改正前の女性活躍推進法(平成28年4月全面施行)に基づく政策等を評価の対象としている。

イ 産業(業種)ごとの取組内容

実地調査した事業者を産業(業種)ごとにみると、以下のとおり、産業(業種)の特性等に応じた取組が行われていた。

- ① 「建設業」や「製造業」など女性労働者比率や女性管理職比率が他の産業に比べて低い産業では、これまで男性中心であった業界に女性人材を取り入れ、継続就業につなげていくため、女性にとって働きにくい業界といった固定観念の払拭等に向けたインターンシップ活動の実施、女性用トイレや更衣室の整備などといった職場環境の整備などを行っている事業者が多くみられた。
- ② 一方、従来から女性が多くを占め、女性労働者比率や女性管理職比率が他の産業に比べて高い「医療、福祉」の分野では、人手不足や子育て世代の女性従業員が多いといった背景事情に加え、今後ますます介護市場が拡大する状況下において、いかにして主婦層を中心とした潜在的な労働力の掘り起こしを行うかといった観点等から、企業内保育施設の設置などの取組を行っている事業者が多くみられた。

ウ 女性活躍の推進に向けた企業の取組

実地調査では、事業者における女性活躍の推進に向けた取組については、「女性の人材確保」や「継続就業の実現」などといった共通した目的や目標を持って取り組まれるものであっても、各事業者が属する産業(業種)の特性や女性を取り巻く環境、各事業者が抱えている課題や業務内容のほか、事業者ごとの女性の人材プールの形成状況等によって、それぞれ重視する点や、手段・対応等が異なっており、各事業者は女性活躍の推進に向けて、それぞれの女性活躍における各局面に応じた取組を行っている状況がみられた。

(2) アンケート調査結果

本政策評価では、実地調査に加え、女性活躍推進法に基づく取組や女性活躍の推進に向けた各種取組による効果等を把握するため、1万3,000事業者^(注)を対象に、アンケート調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)を実施し、本調査結果等を活用することで、各事業者における女性活躍の推進等の状況を把握するとともに、各事業者における女性活躍の推進に向けた取組による効果について分析等したところ、以下のような状況がみられた。

(注) 大企業5,000事業者、中小企業8,000事業者を対象として実施。なお、有効回答数は2,180事業者(大企業884事業者、中小企業1,296事業者)

ア 事業者における女性活躍の推進等の状況

事業者における女性活躍の推進に係る定量的な指標として考えられる「女性応募比率」、「女性採用比率」、「一月当たりの平均残業時間」、「女性の平均継続勤務年数」、「女性係長級比率」、「女性管理職比率」及び「女性昇進比率(係長級及び課長級)」の7指標の3か年(平成27年度から29年度まで)の推移をみた結果、「女性応募比率」、「女性採用比率」、「女性係長級比率」、「女性管理職比率」及び「女性昇進比率」はいずれも増加しており、各事業者は女性の積極的な採用や登用に向けて動き始めている状況がうかがえた。

また、「一月当たりの平均残業時間」は減少、「女性の平均継続勤務年数」は伸びている状況がみられ、各事業者は働きやすい職場環境の整備等を進めつつある状況がうかがえた。

イ 両立支援を中心とした女性活躍に向けた各取組による効果

事業者における仕事と家庭の両立支援に係る各取組の実施や導入状況と、「女性応募比率」や「女性管理職比率」などの女性活躍の推進に係る各指標の関係について、因子分析による各取組のグループ化と、アンケート調査結果等から得られた事業者における各取組の導入等の割合の高低を踏まえ、各グループを3段階に分けてステージ化することで分析を行った結果は、次のとおりである。

- ① 両立支援に係る各取組と女性の人材確保や継続就業には一定の関係性があり、このうち、女性の継続就業については、テレワークやフレックスタイムなど柔軟な働き方を実現する制度の活用によって、更に推進されるのではないかと考えられる。
- ② 女性人材の確保に当たっては、実地調査においても、制度の有無に着目して応募に至ったといった声が聴かれたところであり、これらの各種制度の有無が、女性からの応募や女性人材の確保にとって、重要な要素の一つになっているのではないかと考えられる。
- ③ 両立支援制度に係る各取組の実施や制度の導入による女性管理職比率に与える影響について一定の関係性がみられなかった状況や実地調査の結果を踏まえれば、女性の管理職への登用については、両立支援に向けた各取組の実施又は導入だけではなく、各産業（業種）における女性人材の確保の状況の違いに加えて、女性活躍や女性登用に係る各事業者の姿勢や企業風土、男性を含めた従業員それぞれの意識など、様々な要素を考慮することが重要ではないかと考えられる。

ウ 女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）による効果

女性活躍推進法に基づく情報公表の義務付けによる企業行動の変化（アウトプット）とともに、情報公表（見える化）による政策効果（アウトカム）を可能な限り定量的に把握する観点から、本アンケート調査の結果得られた事業者の女性応募者数の推移等を政策効果（アウトカム）の指標として定量的に分析したところ、次のとおりの結果が得られた。

- ① **情報公表（見える化）の義務付けによる企業行動の変化（アウトプットの把握）**
 情報公表（見える化）の項目として国が示した14項目のうち、「女性採用比率」、「一月当たりの平均残業時間」、「平均継続勤務年数の男女差」及び「女性管理職比率」の主要4項目について、法施行前後における大企業による公表割合をみると、法施行以降、大幅にこれらの項目の公表割合が伸びていた。
 このことから、法施行によって、同法の義務付け対象とされた大企業では、これら主要4項目を選択した上で公表するといった企業行動の変化が生じていることが把握できた。
 また、情報公表（見える化）が努力義務とされている中小企業においても、大企業ほどではないものの、法施行後にこれらの指標の公表割合は着実に伸びており、法施行によって、中小企業の行動に一定の変化があったことが把握できた。
- ② **事業者における選択的な情報公表（見える化）**
 事業者はどのような情報を選択して公表しているのかについて分析するため、「事業者は自社の良い情報を選択的に公表する」と仮定し、その妥当性を検討した結果、情報公表（見える化）している事業者は、公表していない事業者よりも主要4項目のうちの「女性採用比率」及び「女性管理職比率」については、当該項目の数値が高く、「一月当たりの平均残業時間」については短い傾向がみられた。また、これらの特徴は、法施行前から、これらの項目を公表している事業者において特に顕著であることが分かった。
- ③ **情報公表（見える化）による効果測定（アウトカムの把握）**
 女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）が事業者における女性活躍に関する各指標にどのような影響を与えているかを分析等するため、記述統計による把握を行うとともに、記述統計でみられた傾向の因果関係の推定を行うため、分析統計による把握として、DID（差分の差分法（Difference-in-differences））を活用した義務付けによる効果測定及びRD（回帰不連続デザイン（Regression discontinuity design））を活用した情報公表（見える化）による効果測定を行った。
 なお、これらの分析等に当たっては、情報公表（見える化）による短期的な効果として考えられる「女性応募者数」、「女性応募比率」及び「女性採用比率」を短期アウトカムとし、また、中長期的な効果として考えられる「一月当たりの平均残業時間」、「平均継続勤務年数（男女差・男性・女性）」及び「女性管理職比率」を中長期アウトカムとすることとした。
 その結果、女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）の義務付けや情報公表（見える化）による短期・中長期アウトカムへの効果をみた場合、ともに、情報公表（見える化）によるアウトカムへの効果に係る因果関係までは推定できなかったものの、各指標が示すデータの傾向をみる限り、情報公表（見える化）を行っている事業者では、情報公表（見える化）していない事業者と比べて、各指標の進展がみられた。また、義務付けによる各指標の進展については、多くの指標において、その傾向が示唆された。

意見	政策への反映状況
<p>1 女性活躍の一層の推進に向けた事業者への支援(厚生労働省)</p> <p>事業者における女性の活躍をより一層推進する上では、事業者が置かれた様々な状況に対応した支援を行うことが適当</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>全国に配置している女性活躍推進アドバイザー^(注)による企業の個別訪問等により、産業の特性や女性活躍の局面等を踏まえた一般事業主行動計画の策定に向けたきめ細かな支援を行った。</p> <p>また、特に中小企業に対しては、自社の女性活躍に係る状況の把握や課題分析等をより簡易に実施できるよう、「中小企業のための女性活躍行動計画策定プログラム」(令和2年3月)を作成し、厚生労働省ホームページ等で周知を図ることで、各事業者の置かれた状況に応じた女性活躍の推進に向けた取組への支援を行った。</p> <p>(注) 女性活躍推進分野における企業支援の専門家として、「中小企業のための女性活躍推進事業」(厚生労働省委託事業)において、中小企業(常用労働者300人以下)に対し、説明会の開催や、電話、メールによる相談、個別訪問によるアドバイスを通じて、女性活躍推進法に定められた事業主行動計画の届出の支援や、計画に基づく取組を推進(社会保険労務士や中小企業診断士など、全国に最大47名配置)</p>
<p>2 女性活躍推進法に基づく取組の着実な推進(厚生労働省)</p> <p>女性活躍推進法改正法の円滑な施行に向けて、常用労働者数101人以上の中小企業による情報公表(見える化)の着実な実施を図ることが適当</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>都道府県労働局や、中小企業のための女性活躍推進事業における女性活躍推進法改正法に係る説明会・セミナー等の開催を通じて、中小企業に対して改正法の周知と併せて積極的な情報公表を促すとともに、女性の活躍推進企業データベースに企業が情報を掲載するメリットを記載した周知資料を関係団体等に配布することで情報公表の促進を図った。</p> <p>女性活躍推進法改正法の円滑な施行^(注)に向け、引き続き、改正法の周知等を行うことにより、情報公表の義務付け対象となる中小企業を中心に、情報公表が着実に実施されるよう取り組む。</p> <p>(注) 女性活躍推進法改正法に基づく常用労働者101人以上の中小企業への情報公表等の義務付け対象の拡大は、令和4年4月1日施行の予定</p>

(注) 評価結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_190702_1.html) 参照

表 11 評価結果の政策への反映状況を公表したテーマ

テーマ名	農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成31年3月29日)
関係行政機関	農林水産省、経済産業省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

下表は、令和元年 10 月 25 日に農林水産省、同月 11 日に経済産業省がそれぞれ回答したもののについて、2 年 3 月末現在で補正したものである。

政策の評価の観点及び結果の概要	
○ 評価の観点	農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果の概要	農林漁業 6 次産業化については一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、これまでの取組の結果、その市場規模は拡大基調にあり、一定の進捗が図られているといえる。一方、一部の農林漁業 6 次産業化の推進のために実施されている施策等については、改善すべき課題が認められた。
(1) 総合化事業計画及び 6 次産業化都道府県サポートセンター事業関係	
①	総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約 3 割にとどまり、その達成状況も総合化事業の売上高により差異がみられた。
②	6 次産業化都道府県サポートセンター（以下「都道府県 S C」という。）において、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間に支援の「空白期間」（以下、単に「空白期間」という。）が一定期間生じ、事業者が支援を受けられない事例がみられた。
(2) A-F I V E 出資関係	
	間接出資を行うサブファンドにおいて、出資案件組成に苦慮している状況 ^(注) がうかがえる中、出資案件組成を進める上での課題として以下のものが認められた。 (注) 設定した出資目標を達成することができたサブファンドは、約 2 割(3/13 サブファンド)にとどまった。
①	出資案件の組成審査に関して、サブファンド運営法人から審査の長期化を問題視する意見があり、その原因についてサブファンド運営法人と株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-F I V E」という。）との間で認識の相違がみられたほか、A-F I V E が機動的かつ主体的な案件組成を実現する方法として挙げている案件組成審査の一部委任について、サブファンド運営法人からは、事務負担が増えただけで、主体性等が増したわけではないとの意見が示された。
②	財政制度等審議会からは、出資先事業者へのモニタリングの適切な実施等を求められている一方、サブファンドからは月次モニタリング報告等の資料作成に係る事務負担が出資案件組成を阻害している等の意見が示された。
(3) 農商工等連携事業計画関係	
	農商工等連携事業の経営改善に係る 2 指標 ^(注1) について、農林水産省、経済産業省等が行う、農商工等連携事業者の 2 指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の把握・情報共有が不十分 ^(注2) であることが認められた。 (注) 1 付加価値額及び売上高に関する指標（以下これらの指標をそれぞれ「付加価値額指標」及び「総売上高指標」という。）からなる。 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、フォローアップ支援を通じ、総売上高指標、抱える課題、支援ニーズ等を定期的に代表者（主に中小企業者）から把握しているが、情報共有先は経済産業省のみ。

勧告	政策への反映状況
1 総合化事業計画及び都道府県 S C 事業関係	

<p>(農林水産省)</p> <p>① 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実に図り、分析結果を今後の支援策に関する企画・立案に活用すること</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>① 農林水産省は、地方農政局等によるフォローアップ調査^(注1)の結果を基に、従前の事業者個々の分析に加えて、優良事業体^(注2)とその他の事業者の利益の状況等を比較した分析を行った。</p> <p>当該分析の結果、事業者には経常利益の向上に課題がみられたことを踏まえ、都道府県SC事業を令和2年度から、支援対象者の経常利益等の向上を目的として支援する事業に見直すなど、支援策の企画・立案に活用した。</p> <p>(注) 1 総合化事業計画の実施状況を把握するため、地方農政局等が書面及びヒアリングで行う調査 2 総合化事業計画認定3年後に①6次産業化対象農産物の売上高、②経営全体の売上高、③営業利益、④経常利益のいずれの指標も増加している事業者</p>
<p>② 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、都道府県SCについては、農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>② 農林水産省は、都道府県SCの早期事業実施に向けて、以下の措置を講じたほか、都道府県SC未開設期間中における、農林漁業者等からの問合せへの対応を都道府県に依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の予算要望額の早期取りまとめ ・ 都道府県への予算配分額の内報の早期実施 ・ 配分額内報後の事業実施計画案の早期提出等を都道府県に依頼 <p><上記措置結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初(4月15日)までに事業を開始した都道府県SCが増加 (H30:13都道府県SC → H31:24都道府県SC) ・ 39都道府県SCにおいて、平均11日間事業開始が早期化(前年比)
<p>2 A-FIVE法に基づく取組</p> <p>農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVEに対し、以下の検討を促すこと</p> <p>(農林水産省)</p> <p>① サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>農林水産省は、平成31年4月、A-FIVE宛てに通知を発出し、勧告内容について検討を行うよう求めた。</p> <p>A-FIVEは通知を踏まえ以下の取組を実施又は実施する予定としており、農林水産省は、これらの取組の進捗状況を随時フォローアップすることとしている。</p> <p>なお、平成31年4月に策定した投資計画上の投資目標の達成が困難であり、今後、投資計画どおりの累積損失の解消・収益の確保は困難と判断し、令和元年12月に、A-FIVEに対し、3年度以降は新たな出資の決定は行わない方向で投資計画の見直しを指示した。</p> <p>① A-FIVE内の出資案件の審査担当部署と出資決定後のモニタリング等実施部署が異なり、意思疎通が図りづらいとのサブファンドの意見も踏まえ、令和元年6月にA-FIVEの組織を見直し、両部署を統合した。</p> <p>また、案件組成審査の一部委任については、これまで個別のサブファンドに対してその趣旨の説明等を行ってきたが、令和3年度以降は新たな出資の決定は行わないという制約の中で、今後も、A-FIVEとサブファ</p>

<p>② 月次モニタリング報告等を通じたA-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方</p>	<p>ンドとの間の認識の一致をより図っていくため、個別の案件組成の都度、一部委任に関してサブファンドに説明等を行うとともに、意見聴取等のフォローアップを実施する。</p> <p>② モニタリングの在り方については、その実効性を確保しつつ、関係者が最小限の負担で可能となるよう、別の資料で代替しても支障が起こる蓋然性は低いと判断される銀行通帳の写しは、徴求頻度を毎月から年1回決算月のみに変更したほか、他の資料についても検討を実施した。令和3年度以降は既存出資先の管理、回収額の最大化を目指すという前提の下、今後もモニタリングの在り方について、随時見直しを行っていく。</p>
<p>3 農商工等連携事業計画関係 農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築すること (農林水産省・経済産業省)</p> <p>① 農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等 (農林水産省)</p> <p>② 農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等 (経済産業省)</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>① 農林水産省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全ての農林漁業者に対して、年1回程度アンケート調査を地方農政局等において実施することとした。令和元年は9月に当該アンケート調査を実施し、総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等について把握した。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>② 経済産業省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全ての中小企業者に対して、年1回程度アンケート調査を独立行政法人中小企業基盤整備機構において実施することとした。令和元年は9月に当該アンケート調査を実施し、これまでフォローアップ支援を通じて把握していた総売上高指標の進捗状況や抱える課題、支援ニーズ等に加え、付加価値額指標の進捗状況等についても把握した。</p> <p>(農林水産省・経済産業省) 農林水産省・経済産業省は、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うため、経済産業局・地方農政局等の関係機関で構成される「農商工等連携促進会議」を地域ブロックごとに設置し、令和2年3月には、各地域ブロックの関係機関を集めた全体会議を開催した。</p>

(注) 評価結果及びその結果の政策への反映状況の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000654584.pdf) 参照

表 12 評価を実施中のテーマ

テーマ名	評価計画の概要
<p>死因究明等の推進に関する政策評価（総合性確保評価）</p>	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化の進展等に伴う我が国における年間死亡者数の増加、製品の不良に起因する死亡事故の発覚や犯罪の見逃し事件の発生等を契機として、死因究明に対する国民の関心が高まり、また、平成 23 年には東日本大震災が発生し、身元確認作業が困難を極め、身元確認態勢の整備の重要性が改めて認識され、死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号）が制定された。平成 26 年には、同法に基づき、専門的機関の全国的な整備、人材育成、実施体制の充実、科学的調査の活用等 8 項目を重点施策とする「死因究明等推進計画」が閣議決定されている。その後失効した同法に代わり、新たに恒久法として死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）が制定され、同法に基づき今後新たな死因究明等推進計画が策定されることとなっている。 ○ 我が国の年間死亡者数は、平成 24 年の約 126 万人が令和 9 年には約 156 万人と、約 30 万人の増加が見込まれている（国立社会保障・人口問題研究所推計）。また、i) 在宅死亡者数は、平成 19 年の約 13 万 6,000 人が 29 年には約 17 万 7,000 人、ii) 高齢者の一人暮らし世帯数は、18 年の約 410 万世帯が 28 年には約 656 万世帯に増加しており、社会情勢の変化等に応じ、死因究明等の推進を図ることは、ますます重要となっている。 ○ 以上のような状況を踏まえ、平成 26 年に策定された死因究明等推進計画に基づく各府省の取組について、総合的に推進されているか等の観点から、その実施状況を調査し、効果を検証するとともに、今後の課題の把握、整理・分析等を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。 <p><調査等対象機関></p> <p>国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、市町村、大学、関係団体等</p>
<p>外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価）</p>	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国は、外来種対策について、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標のうちの「2020年までに優先度の高い侵略的外来種が制御又は根絶される」という個別目標の達成に向け、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）や「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月）などに基づき、侵略的外来種の導入防止や防除等の取組を実施している。 ○ しかしながら、アライグマ、オオキンケイギクといった侵略的外来種の生態系への意図的・非意図的な導入は、競合等による在来・固有種の減少など、我が国の生物多様性の保全上重大な問題となっているほか、社会経済活動に対しても直接的に深刻な被害を与えている。例えばアライグマは、これまでの防除等の取組にもかかわらず、その生息分布域が約10年前に比べ約3倍に拡大している状況にあり、農作物の食害等も生じている。 ○ また、諸外国で多くの人的・経済的被害をもたらしているヒアリは、平成29年6月に国内で初めて確認されたことを受け、同年7月にヒアリ対策関係閣僚会議・省庁連絡会議が開催され、関係省庁が所要の対策を実施しており、令和2年2月末時点で15都道府県・48事例が確認されている状況にある。 ○ 以上のような状況を踏まえ、外来種対策の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。 <p><調査等対象機関></p> <p>環境省、農林水産省、国土交通省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等</p>

(注) 行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku.html) 参照

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、令和元年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 13 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表 13 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

令和元年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <p>○ 目的</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的としている。</p> <p>○ 点検活動の概要</p> <p>令和元年度は、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価 38 件（10 行政機関）を点検し、令和元年 11 月 8 日にその結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表した。</p> <p>点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「過去の減収額」、「将来の減収額」、「過去の効果」及び「将来の効果」を設定した。</p> <p>また、今回の点検では、政府全体で取り組んでいる E B P M（証拠に基づく政策立案）の考え方を踏まえ、①政策目的の実現のための達成目標の設定の在り方、目標の実現状況（効果）の把握・予測の定量化、②達成目標の実現に対する租税特別措置等の寄与度の分析・説明状況に焦点を当てた。</p> <p>○ 点検結果の概要</p> <p>点検の結果、全部の点検項目において一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきものが 1 件あったが、残りの 37 件は全部又は一部の点検項目において分析・説明の内容が不十分であった。</p> <p>また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別にみると、達成目標は 57.8%（22/38 件）、過去の適用数は 30.3%（10/33 件）、将来の適用数は 50.0%（19/38 件）、過去の減収額は 42.4%（14/33 件）、将来の減収額は 60.5%（23/38 件）、過去の効果は 63.6%（21/33 件）、将来の効果は 84.2%（32/38 件）であった。なお、分析・説明がされていない項目が残っている著しく不十分なものも 17 件あった。</p> <p>(主な指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none">政策目的の実現のために租税特別措置等という政策手段を用いて達成しようとする目標（達成目標）の設定に関する説明が不十分達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の過去又は将来の実現状況（効果）についても定量的に把握・予測されていない。達成目標は定量的に設定されているものの、達成目標の将来の実現状況（効果）が定量的に予測されていない。このため、達成目標の実現にどのように寄与しているのかも明らかにできない。過去又は将来の適用数が 10 件未満と僅少である租税特別措置等について、達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 <p>(注) 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01hyoka01_191108.html) 参照</p>

【規制に係る政策評価の点検】

○ 目的

規制に係る政策評価の点検は、各行政機関において実施された規制に係る政策評価について、客観性・厳格性を確保するとともに、その実効性を高め、評価の質を向上させることを目的として実施するものである。

○ 点検活動の概要

平成 30 年度中に各行政機関において実施された規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした事前評価 97 件、事後評価 23 件の計 120 件について点検を実施し、令和元年 8 月 6 日に点検結果を各行政機関に通知し、公表した。

○ 点検結果の概要

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承 平成 29 年 7 月 28 日一部改正）の主要なポイント（遵守費用は少なくとも定量化等）の実施状況を中心に点検を行った結果、特に、事前評価において遵守費用が定量化されているものは 97 件中 15 件であるなど、費用や効果の定量化が低調な状況等がみられたため、個別事案について定量化するための手法等を指摘するとともに、定量化されているものを推奨事例として横展開した。

（主な指摘事項）

- ・ 申請等に要する作業時間を仮定した上で平均時給から人件費を算出したり、例示や目安などの大まかな規模感が分かる程度の数値を提示したりすることによって、費用及び効果の金銭価値化・定量化を促進
- ・ 規制の検討段階等における事前評価の活用の促進
- ・ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標の明示の徹底

（注） 規制に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000637319.pdf) 参照

【公共事業に係る政策評価の点検】

○ 目的

公共事業に係る政策評価の点検は、公共事業を所管する各行政機関とは異なる評価専担組織としての立場から、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価の実施状況について点検し、評価の見直しや費用対効果分析マニュアル（以下「評価マニュアル」という。）の改定などの必要な改善を各行政機関に求めるものである。

(1) 各行政機関が平成 29 年度に実施した公共事業に係る政策評価の点検

○ 点検活動の概要

各行政機関が平成 29 年度に実施した公共事業に係る政策評価のうち、前回点検から数年程度経過している事業区分に属し、水資源の安定的な供給効果を得ることが事業目的として含まれる 9 事業区分 30 件（事前評価 7 件、事後評価 23 件）^{（注1）}を対象として、費用便益分析の実施状況等について点検を行った。

点検結果は、平成 31 年 4 月 26 日に関係行政機関に対して通知し、公表した。^{（注2）}

○ 点検結果の概要

点検の結果、評価の実施方法や評価書の記載内容について改善が必要なものが認められたことから、便益の把握・算定に関すること 4 件、評価結果の公表に関すること 1 件の必要な見直しを求めた。

（主な指摘事項）

- ・ 評価に使用するデータの説明が不十分であり、評価内容の妥当性に疑問が生じるおそれがある。
- ・ 評価書等の公表資料に「費用便益比の算定方法」や「評価に使用したデータ」などの評価マニュアルに即した必要な事項が記載されていない。

また、平成 29 年度の点検（平成 30 年 3 月 30 日通知・公表）における指摘に対する関係行政機関の対応状況については、以下のとおりであった。

- ・ 個別事業の評価に係る指摘 3 件のうち、評価のやり直しなど 2 件が対応済みであり、1 件が対応中
- ・ 事業区分に共通する指摘 4 件のうち、運用の見直しなど 2 件が対応済みであり、2 件が対応中

(注) 1 事業区分とは、事業の種類を示す区分である。厚生労働省所管の 2 事業区分 9 件、農林水産省所管の 4 事業区分 15 件、経済産業省所管の 1 事業区分 1 件、国土交通省所管の 2 事業区分 5 件を点検対象として選定した。また、事後評価 23 件については、再評価 15 件と完了後の事業評価 8 件を対象とした。

2 公共事業に係る政策評価の点検結果（平成 31 年 4 月 26 日通知・公表）の詳細については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000617090.pdf）参照

(2) 各行政機関が平成 30 年度に実施した公共事業に係る政策評価の点検

○ 点検活動の概要

各行政機関が平成 30 年度に実施した公共事業に係る政策評価のうち、前回点検から数年程度が経過した事業区分に属し、地震、洪水、高潮等の災害による被害の防止・減災対策を事業の目的や効果に盛り込んでいる 9 事業区分 12 件（事前評価 6 件、事後評価 6 件）^(注1)を対象として、費用便益分析の実施状況等について点検を行った。

点検結果は、令和 2 年 3 月 31 日に関係行政機関に対して通知し、公表した。^(注2)

○ 点検結果の概要

点検の結果、便益の算定方法などについて改善が必要なもの 4 件が認められたことから、必要な見直しを求めた。

(主な指摘事項)

- ・ 評価マニュアルに規定されていない不適切な方法により便益を算定している。
- ・ 同一の評価マニュアルを基に行われている複数事業の評価において、便益の算定方法が評価マニュアルの算定方法より精緻に行われているものとそうでないものがみられるなど区々となっている。

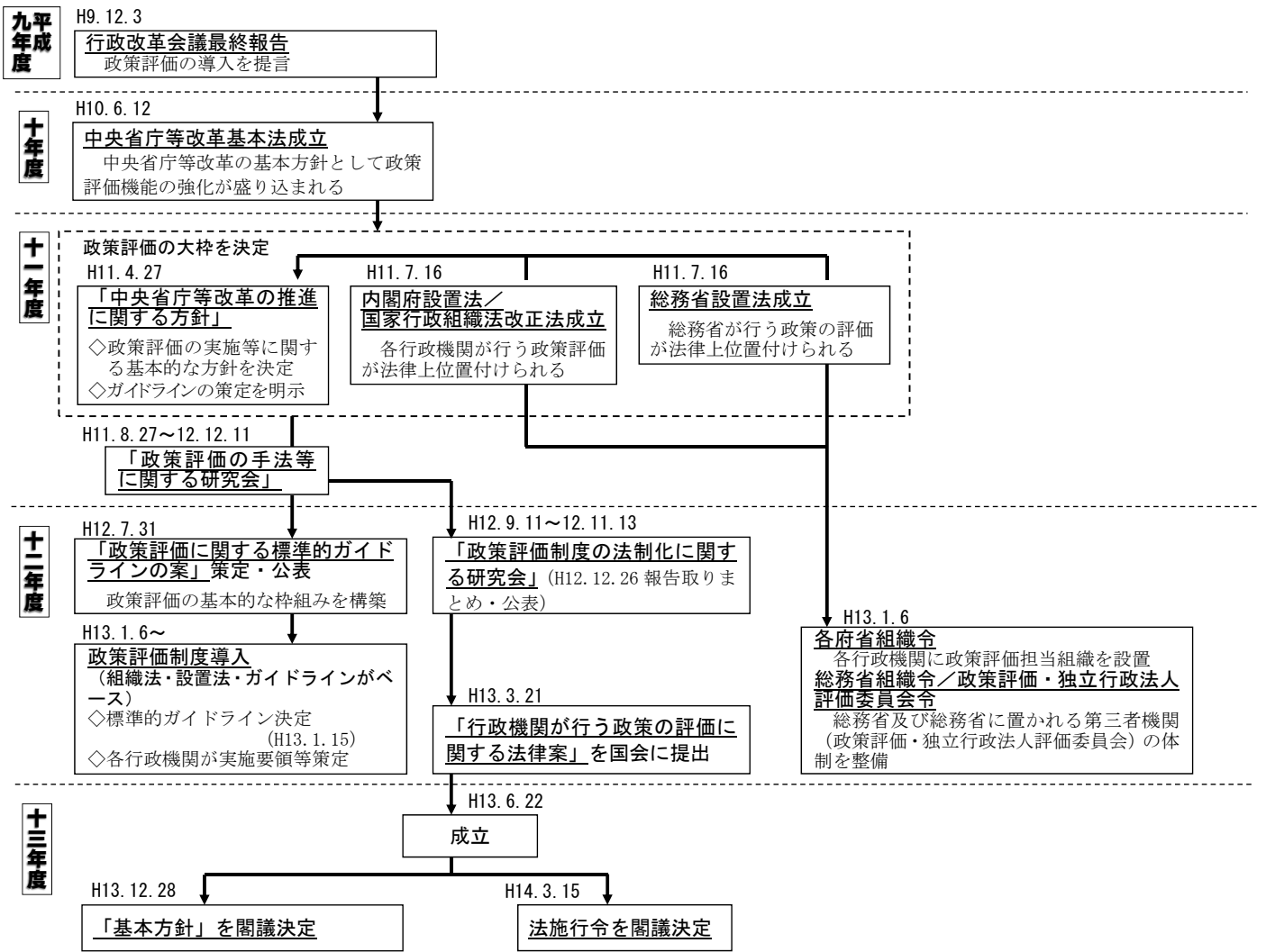
また、上記(1)の点検（平成 31 年 4 月 26 日通知・公表）における指摘に対する関係行政機関の対応状況については、便益の把握・算定に関する 4 件、評価結果の公表に関する 1 件全てが対応済みであった。

(注) 1 農林水産省所管の 7 事業区分 9 件、国土交通省所管の 2 事業区分 3 件を点検対象として選定した。また、事後評価 6 件については、再評価 6 件を対象とした。

2 公共事業に係る政策評価の点検結果（令和 2 年 3 月 31 日通知・公表）の詳細については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000679248.pdf）参照

IV 政策評価制度に関する主な経緯

政策評価制度に関する主な経緯



H14. 4. 1 法の施行

年度	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
十四年度		10,930件	個別テーマの勧告等 地域輸入促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知) 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知)	要件審査 【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
十五年度		11,177件	リゾート地域の開発・整備に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 障害者の就業等に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(H15. 6. 6 意見通知) 特別会計制度の活用状況に関する政策評価(H15. 10. 24 意見通知)	内容点検 【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検 内容の点検の取組方針の検討・公表
十六年度	H16. 10. 1 規制影響分析の試行的実施(～19. 9. 30)	9,428件	経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 検査検定制度に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 少子化対策に関する政策評価(H16. 7. 20 意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価(H16. 8. 3 意見通知) 留学生の受入れ推進施策に関する政策評価(H17. 1. 11 意見通知)	【3年目】 個別審査 総括的審査 法施行3年目の全体像を整理 認定関連活動報告11件(公共事業・一般分野の政策)

法施行後3年経過

<p>十七年度</p>	<p>制度の展開等</p> <p>H17.12.16</p> <p>◇基本方針の改定 (閣議決定)</p> <p>◇政策評価の実施に関するガイドライン策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>9,796件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (H18.3.31 意見通知)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【4年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整理・分析し、課題を提示</p> <p>認定関連活動報告 23件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>十八年度</p>	<p>H19.3.30</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対象に規制を追加</p>	<p>3,940件</p>	<p>少年の非行対策に関する政策評価 (H19.1.30 意見通知)</p>	<p>【5年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の改善状況を確認</p> <p>認定関連活動報告 25件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>十九年度</p>	<p>H19.8.24</p> <p>◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>H19.10.1</p> <p>規制の事前評価の義務付け開始</p> <p>H19.11.12</p> <p>平成19年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>3,709件</p>	<p>リサイクル対策に関する政策評価 (H19.8.10 意見通知)</p> <p>PFI事業に関する政策評価 (H20.1.11 勧告)</p>	<p>【6年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価について新たに点検</p> <p>認定関連活動報告 47件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>二十年度</p>	<p>H20.11.26</p> <p>◇平成19年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表 ◇平成20年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>7,088件</p>	<p>自然再生の推進に関する政策評価 (H20.4.22 勧告)</p> <p>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 (H21.3.3 勧告)</p>	<p>【7年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化</p> <p>認定関連活動報告 5件 (公共事業：平成19年度継続) 45件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>二十一年度</p>	<p>H21.12.16</p> <p>平成20年度重要政策の評価の結果等について公表</p> <p>H22.1.12</p> <p>行政評価機能の抜本的強化ビジョン</p>	<p>2,645件</p>	<p>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21.5.26 勧告)</p> <p>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 (H21.6.26 勧告)</p>	<p>【8年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価について個別に点検</p> <p>認定関連活動報告 4件 (公共事業：平成20年度継続) 35件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>二十二年度</p>	<p>H22.5.25</p> <p>◇基本方針の一部変更</p> <p>H22.5.28</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>租税特別措置等の政策評価の義務付け開始</p>	<p>2,922件</p>	<p>バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23.2.15 勧告)</p>	<p>点検</p> <p>※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理</p> <p>【9年目】 成果重視事業評価審査 租税特別措置等評価の点検 219件 規制の事前評価の点検 82件</p> <p>・租税特別措置等評価について初めて点検 ・公共事業に係る政策評価の平成22年度点検分について、23年3月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで継続して点検</p>

二十三年度	<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】 租税特別措置等評価の点検 165件 規制の事前評価の点検 85件 公共事業に係る政策評価の点検 (22年度点検分) 52件 公共事業に係る政策評価の点検 (23年度点検分) 11件</p>
二十四年度	<p>H24. 4～</p> <p>◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入</p>	<p>2,631件</p>	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p>	<p>【11年目】 租税特別措置等評価の点検 163件 規制の事前評価の点検 35件 公共事業に係る政策評価の点検 13件</p>
二十五年	<p>H25. 4. 26</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正</p> <p>H25. 8. 5</p> <p>◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>H25. 12. 20</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>	<p>2,559件</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)</p>	<p>【12年目】 租税特別措置等評価の点検 221件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 11件</p>
二十六年	<p>H26. 4～</p> <p>◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入</p>	<p>2,432件</p>	<p>消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)</p>	<p>【13年目】 租税特別措置等評価の点検 133件 規制の事前評価の点検 66件 公共事業に係る政策評価の点検 (25年度点検分) 3件 公共事業に係る政策評価の点検 (26年度点検分) 18件</p>
二十七年	<p>H27. 4. 1</p> <p>◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組</p>	<p>2,657件</p>	<p>食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)</p>	<p>【14年目】 租税特別措置等評価の点検 93件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 8件</p>
二十八年	<p>H29. 7. 28</p> <p>◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p>	<p>2,130件</p>	<p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)</p>	<p>【15年目】 租税特別措置等評価の点検 71件 公共事業に係る政策評価の点検 8件</p>
二十九年	<p>◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p>	<p>2,126件</p>	<p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)</p>	<p>【16年目】 租税特別措置等評価の点検 40件 公共事業に係る政策評価の点検 7件</p>

三十年度	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30.5.18 勧告)</p> <p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31.3.29 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【17年目】 租税特別措置等評価の点検 59件 規制に係る政策評価の点検 112件</p>
		2,670件		
令和元年度			<p>高度外国人材の受入れに関する政策評価 (R1.6.25 意見通知)</p> <p>女性活躍の推進に関する政策評価 (R1.7.2 意見通知)</p> <p>地籍整備の推進に関する政策評価 (R1.12.6 勧告)</p>	<p>【18年目】 租税特別措置等評価の点検 38件 規制に係る政策評価の点検 120件 公共事業に係る政策評価の点検 (30年度点検分) 30件 公共事業に係る政策評価の点検 (令和元年度点検分) 12件</p>
		2,247件		

